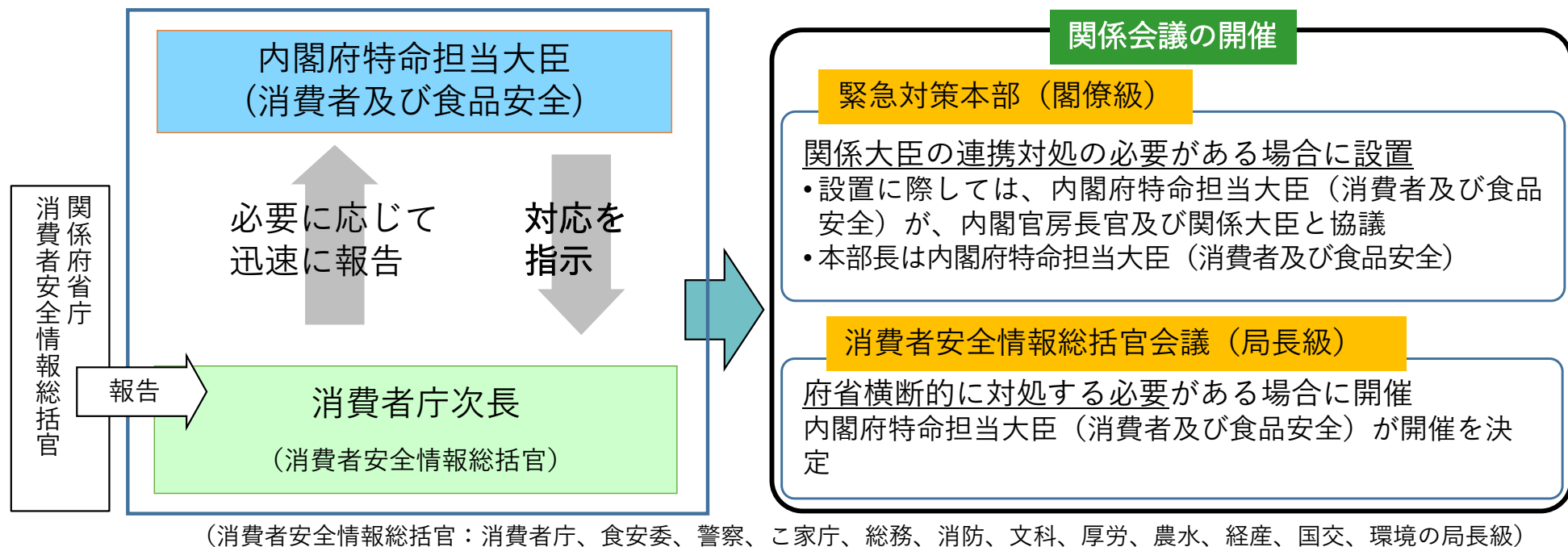


消費者安全に関する緊急事態等への対応



緊急事態等

○消費者安全法の定める重大事故※等が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態

※死亡、負傷又は疾病等（30日以上の治療期間）

又は

○重大事故等に準ずる事故等（被害が大規模又は広域であり、かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられる事故又は事態が発生した場合）であって、緊急の対応を要する事態

緊急事態等の対応

○消費者被害の発生又は拡大の防止するため、関係府省が連携して対応

①消費者への情報提供

②商品の回収・新規流通の防止

③原因究明及び改善措置 等